

横浜市健康福祉局 令和6年度集団指導

意思決定支援の推進

淑徳大学副学長・教授
社会福祉士
鈴木 敏彦

横浜市自立支援協議会委員
横浜市障害者差別解消支援地域協議会会長
神奈川県障害者自立支援協議会会長
神奈川県意思決定支援専門アドバイザー
世田谷区自立支援協議会会長
厚生労働省独立行政法人評価に関する有識者会議構成員
特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会監事
社会福祉士・精神保健福祉士国家試験委員（ほか）

1. 意思決定支援に関する諸規定

世界
条約

障害者権利条約

国

法律
通知

障害者基本法

障害者総合支援法

障害福祉サービスの利用等にあたっての
意思決定支援ガイドライン

神奈川県
横浜市
条例等

神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例

神奈川県版意思決定支援ガイドライン

横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、
設備、運営等の基準に関する条例 ほか

2. 障害者権利条約と意思決定支援

スローガン	<u>私たちのことを私たち抜きで決めないで</u> (nothing about us without us)
一般原則 (第3条(a))	固有の尊厳、 <u>個人の自律（自ら選択する自由を含む。）</u> 及び 個人の自立の尊重
法律の前に 等しく認め られる権利 (第12条)	• 障害者が<u>全ての場所において法律の前に人として認められる権利</u>を有することを再確認する • 障害者が<u>生活のあらゆる側面において他の者との平等を基礎として法的能力を享有すること</u>を認める ↓ • 障害者がその<u>法的能力の行使に当たって必要とする支援</u>を利用する機会を提供するための適切な措置をとる ⇒ 意思決定支援

3. 障害者基本法・障害者総合支援法と 意思決定支援

障害者 基本法 (第23条 相談)	国及び地方公共団体は、 <u>障害者の意思決定の支援に配慮しつつ</u> 、障害者及びその家族その他の関係者に対する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならない。
障害者総合 支援法 (第42・51 条の22)	・ 第42条（指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者の責務） 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、<u>障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに</u>、市町村、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害福祉サービスを当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害者等の立場に立って効果的に行うように努めなければならない。 ※ 第51条の22「指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者の責務」にも同様の規定あり

意思決定支援の実践は障害者支援に携わる者の使命である

4. 障害福祉サービスの利用等にあたっての 意思決定支援ガイドライン

趣旨	- 事業者が<u>サービス等利用計画</u>や<u>個別支援計画</u>を作成してサービスを提供する際の障害者の意思決定支援についての<u>考え方</u> <u>相談支援、施設入所支援等の障害福祉サービスの現場において意思決定支援がより具体的に行われるための基本的考え方や姿勢、方法、配慮されるべき事項、サービスを提供する際に必要とされる意思決定支援の枠組み</u> ⇒ 障害者の意思を尊重した質の高いサービスの提供
意思決定支援とは	事業所の職員が行う、以下の支援の行為及びしくみ。 - 自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、<u>可能な限り本人が自ら意思決定できるように支援すること。</u> - 本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、<u>支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討すること。</u>

5. 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例と 意思決定支援

基本理念 (第3条)	・ <u>個人として尊重されること</u> ・ 障がい者が<u>自己決定</u>できるようにすること ・ 障がい者が、<u>希望する場所で、自分らしく暮らせること</u> ・ 障がい者の<u>可能性</u>を大切にすること ・ 障がい者だけでなく、周りの人たちも喜びを感じられること ・ すべての県民で地域共生社会を実現すること
意思決定 支援の推進 (第10条)	・ <u>障害福祉サービス提供事業者は、意思決定支援の実施に努めなければならない。</u> ・ 県：体制整備、研修等の提供
障害者の 権利擁護 (第11条)	・ <u>障害福祉サービス提供事業者、障害者の家族その他の関係者は、施設への入所その他の障害者の福祉サービスの利用に際しては、障害者の意思が反映されるよう配慮しなければならない。</u> ・ 関係者は、障害者が意思決定支援を受けることを希望する場合には、その希望を十分に尊重し、円滑に意思決定支援を受けることができるよう努めなければならない。

オール神奈川での意思決定支援の展開

6. 神奈川県版 意思決定支援ガイドライン

趣旨	• <u>国のガイドライン（取組の枠組み）</u>の補足 • <u>障害者支援施設</u>の職員が、意思決定支援で実行すべき行動や姿勢の提示 • <u>管理者編、サービス管理責任者編、生活支援員編</u>の三編で構成 • <u>指針の一つ</u>であり、施設や利用者ごとにアレンジして活用
7つのポイント	① <u>本人中心</u>に支援をすること（支援者目線ではない） ② <u>本人を知る</u>こと、<u>理解</u>すること ③ <u>本人が安心して意思を表明できる環境</u>（ソフト面、ハード面）を整えること ④ <u>本人を中心としたチーム</u>で検討（模索）し続けること ⑤ <u>第三者の視点</u>を導入すること（客観性の担保） ⑥ <u>人間関係や社会関係を外へと広げる</u>方向で支援すること（施設内で完結しない） ⑦ <u>施設全体</u>で取り組むこと

※ 「神奈川県版意思決定支援ガイドライン」は神奈川県ウェブサイトより入手できます

7. 横浜市における障害福祉に関する条例と意思決定支援

意思決定 支援の推進	《利用者の意思決定の支援の推進》 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、事業者は、<u>利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めること。</u> 《個別支援計画の共有》 障害者の状況を踏まえたサービス等利用計画の作成を推進するため、各障害福祉サービス事業所が作成した<u>個別支援計画を相談支援事業所に交付することの義務付け。</u>
対象となる 条例	- 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第64号） - 横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第65号） - 横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第66号） - 横浜市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第69号） ※令和6年4月1日施行

※ 障害児通所支援、障害児入所施設についても、障害児及びその保護者の意思の尊重が求められる

おわりに

横浜市第4期障害者プラン (令和3年度から令和8年度)

《基本目標》

障害のある人もない人も、誰もが人格と個性を尊重し合いながら、地域共生社会の一員として、**自らの意思により自分らしく生きる**ことができるまちヨコハマを目指す

共生社会の基盤としての
意思決定支援

